

水質汚濁防止法等改正のお知らせ及び説明会の開催について

県内事業者のみなさんへ

水質汚濁防止法及び群馬県の生活環境を保全する条例が以下のⅠ～Ⅲのとおり改正され施行されます。(一部は施行済です。)

つきましては、その概要を別紙のとおりお知らせするとともに、下記のとおり説明会を開催しますので御案内します。

特に、有害物質を取り扱っている事業場のみなさんは、これまで水質汚濁防止法の届出の有無にかかわらず新たに届出が必要になる可能性があるため、説明会に御参加いただいて届出漏れなどがないようにしてください。

- Ⅰ 排水自主測定の頻度及び項目、事故時の措置対象の拡大など(平成23年4月1日改正水濁法施行)
- Ⅱ 有害物質関係の新たな届出制度、構造基準及び点検基準など(平成24年6月1日改正水濁法施行予定)
- Ⅲ 有害物質による土壤汚染のおそれがある場合の調査義務など(平成24年7月1日改正条例施行予定)

地区	日時	会場	定員	申込先
利根沼田	4月20日(金) 14:00~16:00	利根沼田県民局庁舎 101会議室 沼田市薄根町4412	80名	利根沼田環境森林事務所総務環境係 TEL:0278-22-4481 FAX:0278-23-0409
吾妻	4月23日(月) 14:00~16:00	中之条合同庁舎 会議室棟 大会議室 中之条町大字中之条町664	70名	吾妻環境森林事務所総務環境係 TEL:0279-75-4611 FAX:0279-75-6548
高崎	4月24日(火) 10:00~12:00	高崎市総合保健センター 第1会議室 高崎市高松町5-28	250名	高崎市環境部環境政策課 TEL:027-321-1251 FAX:027-321-1161
前橋	4月25日(水) 10:00~12:00	前橋市 総合福祉会館 多目的ホール 前橋市日吉町2-17-10	500名	前橋市環境部環境政策課 TEL:027-898-6294 FAX:027-223-8524
伊勢崎	4月26日(木) 14:00~16:00	伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21 大会議室 伊勢崎市柴町954	150名	伊勢崎市環境部環境保全課 TEL:0270-27-2733 FAX:0270-24-5253
太田	4月27日(金) 14:00~16:00	藪塚本町文化ホール 多目的ホール 太田市大原町505-2	500名	太田市産業環境部環境政策課 TEL:0276-47-1893 FAX:0276-47-1881

- ・裏面の参加申込書に必要事項を記入の上、各会場の申込先までFAXでお申し込みください。
- ・各会場とも先着順です。参加費は無料です。

主な説明内容

- 水質汚濁防止法の改正内容
 - ①新たに届出が必要となる施設について
 - ②有害物質使用特定施設等に関する構造基準及び定期点検等について
- 群馬県の生活環境を保全する条例の改正内容
 - ①水質・土壤に関連する改正部分の概要について
 - ②土壤調査に関する新たな規定について

等を予定

群馬県、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市 共催

総合問合せ：群馬県環境保全課 TEL：027-226-2835